

かがわ電子入札システムマニュアル  
建設工事、測量・コンサル等

1章 業務フロー編

# 1.0 はじめに

## 本マニュアルの読み方

### 文章構成について

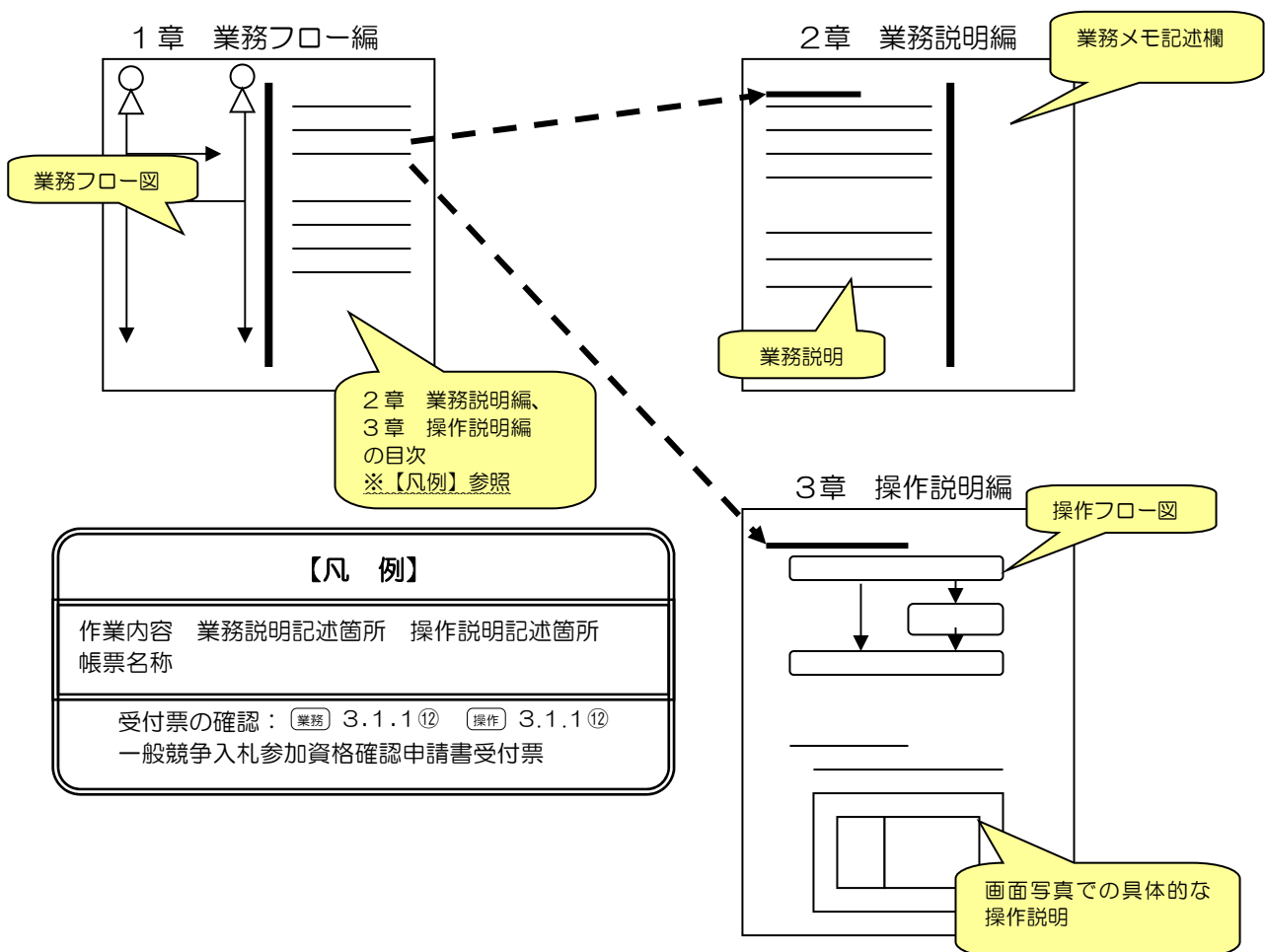
本マニュアルは、「1章 業務フロー編」、「2章 業務説明編」、「3章 操作説明編」の3章構成となっています。

「1章 業務フロー編」では、かがわ電子入札システムにおける入札業務の概要が記述されており、業務の流れを理解することができます。

「2章 業務説明編」では、業務の内容詳細、また例外事項について記述されています。

「3章 操作説明編」では、操作フロー図で操作の流れを示し、画面写真を通して具体的な操作方法を理解することができます。

各々の章の関係は、以下の図になります。

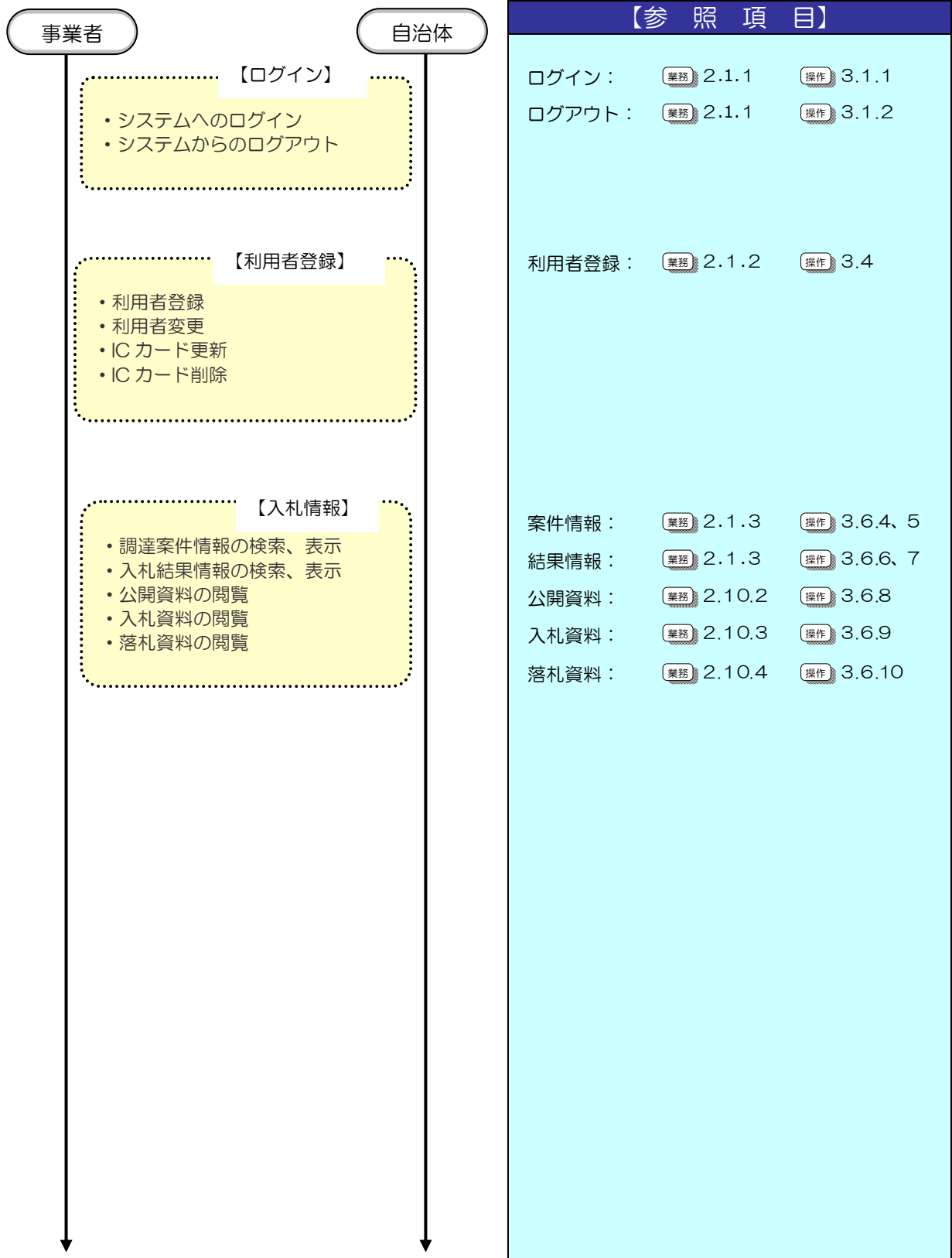


## ご注意

- 電子証明書を破損、紛失された場合は、電子入札を行うことはできません。紙入札へ移行してください。

## 業務フロー

### 1.1 入札前準備

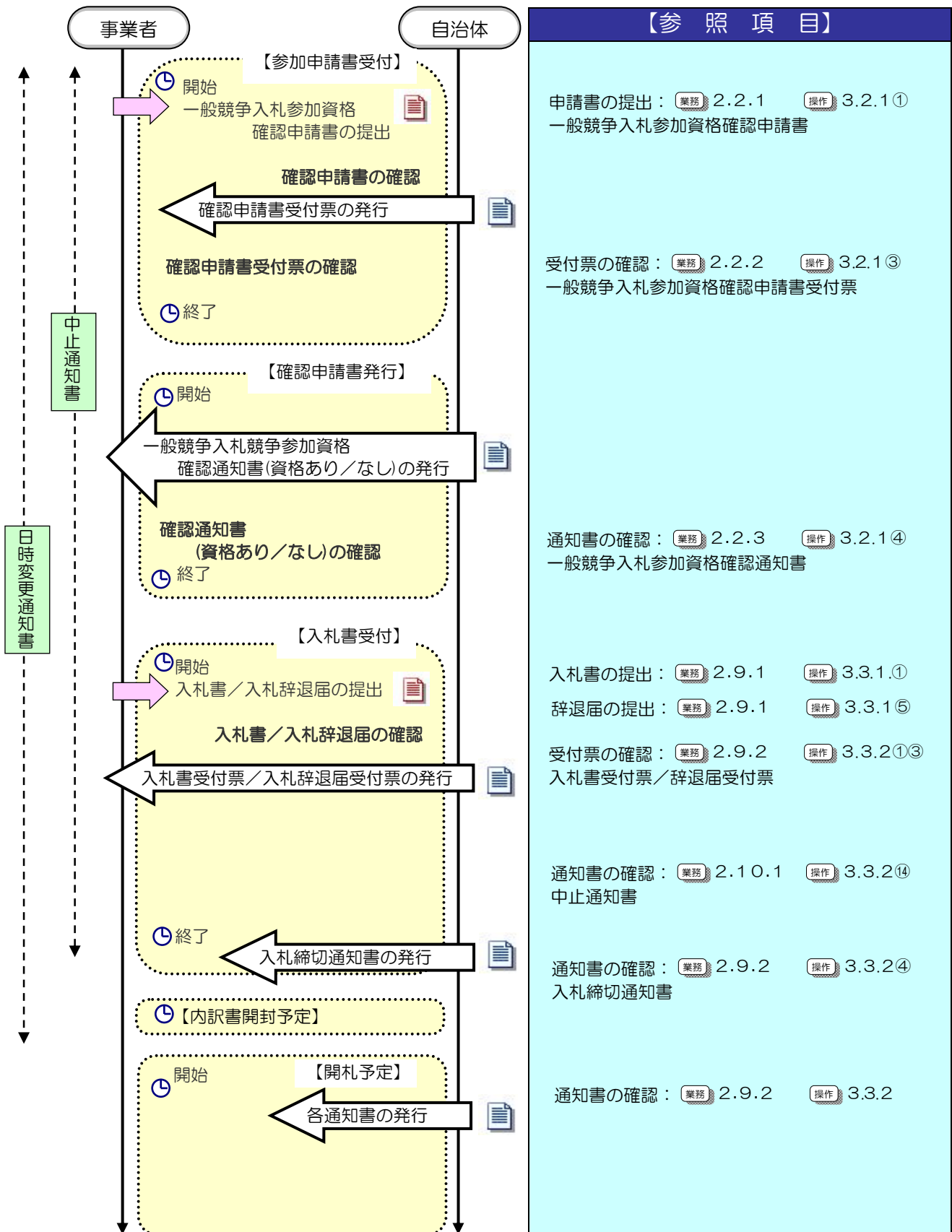


---

---

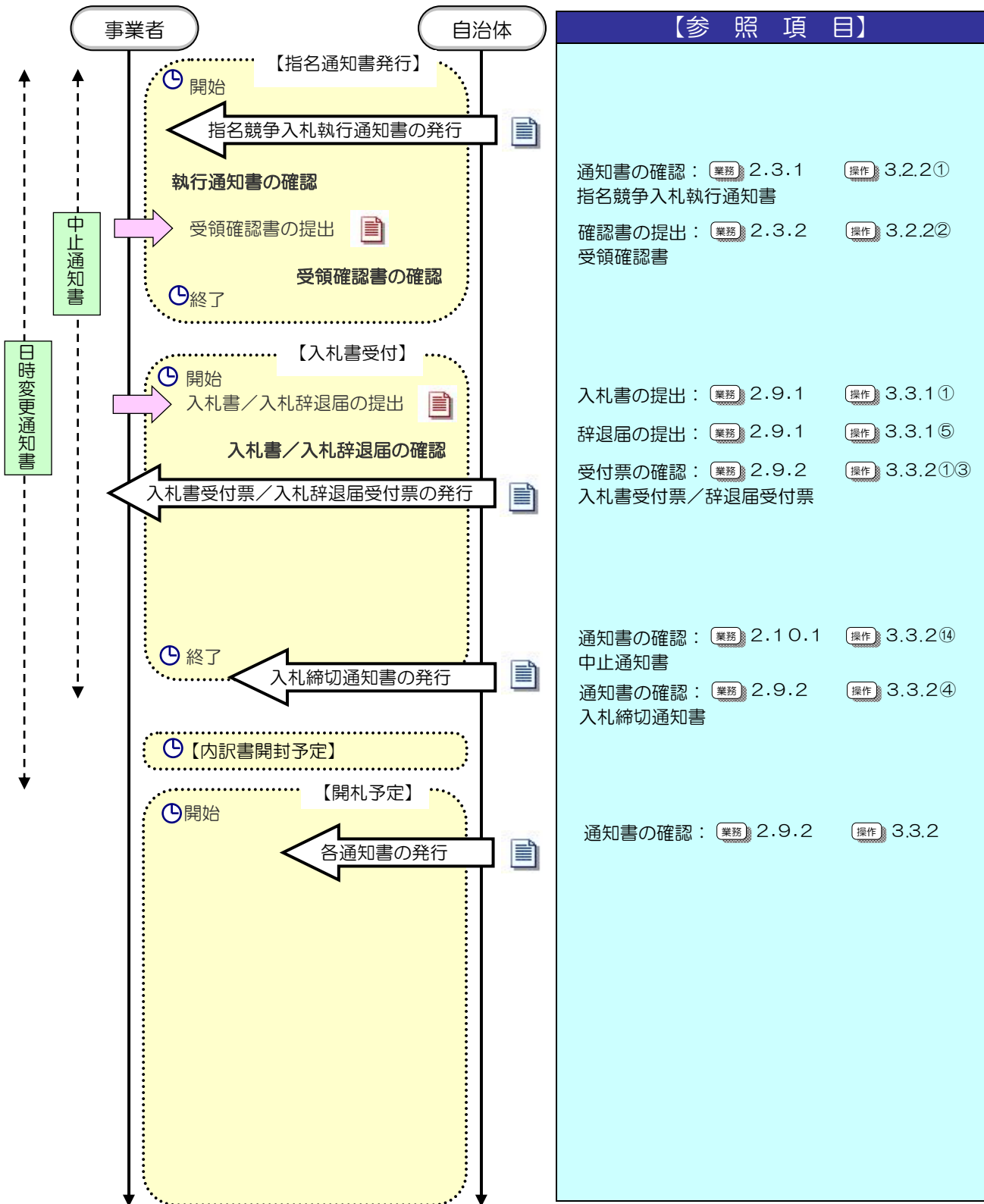
【例外の扱い】	【自治体ごとの運用ルール】

## 1.2 一般競争入札



【例外の扱い】	【自治体ごとの運用ルール】
<p>※(事業者) 再提出するには、自治体に連絡して再申請許可を出してもらい、再度、一般競争入札参加資格確認申請書を提出します。</p> <p>※(事業者) 入札書提出以降は、再提出できません。</p> <p>※ICカード破損時 発注者にICカード破損の旨、連絡をしてください。</p>	

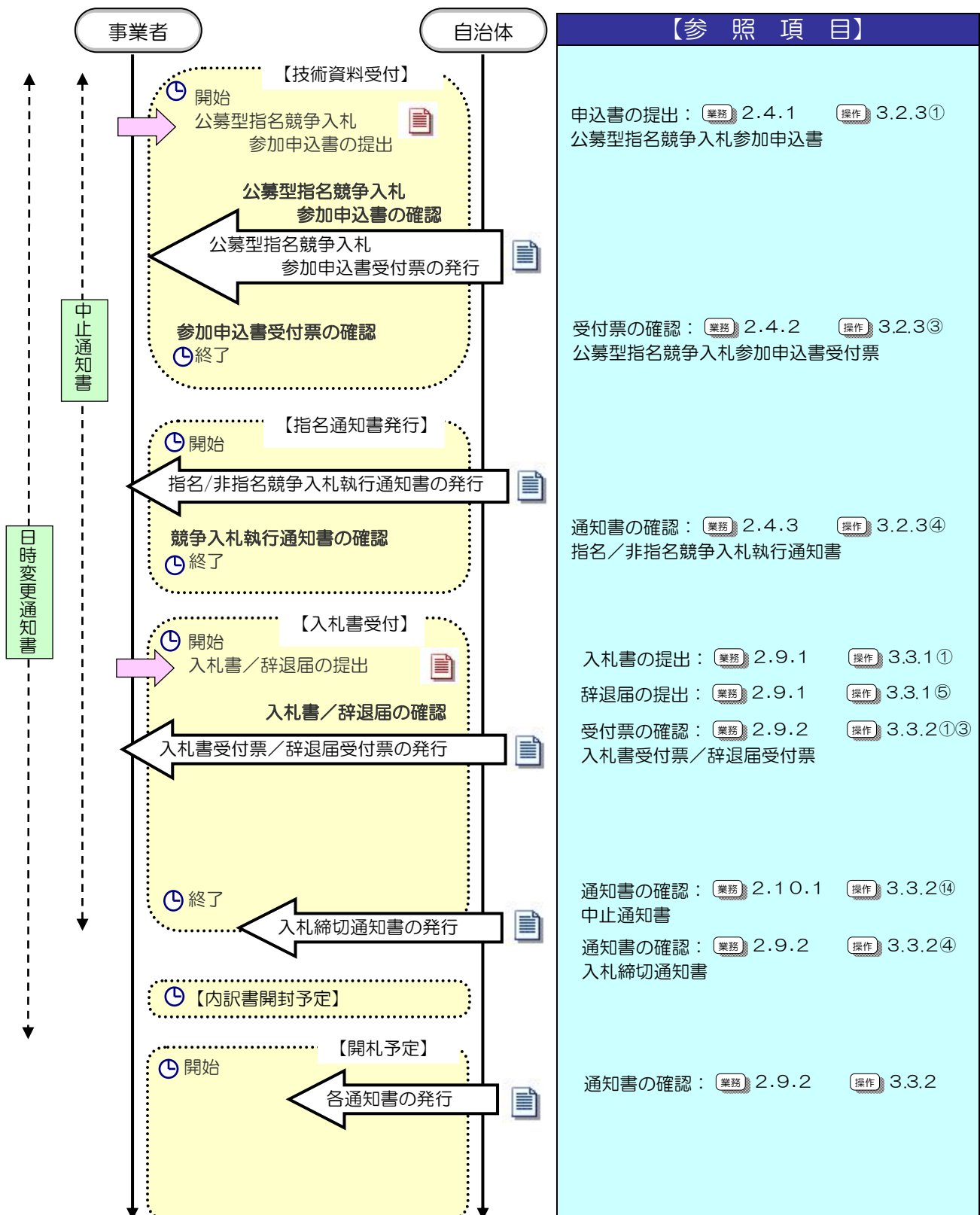
### 1.3 指名競争入札





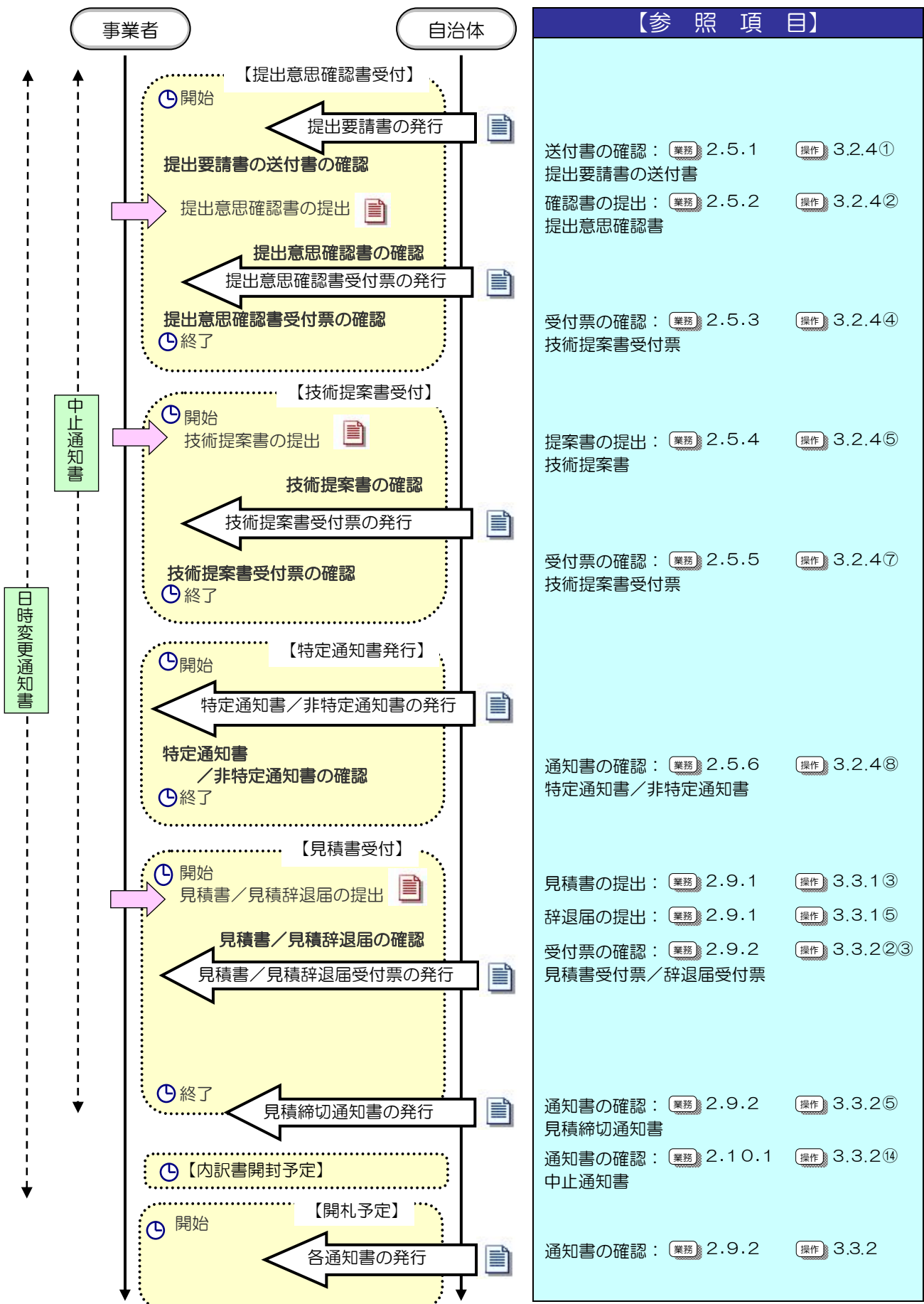
【例外の扱い】	【自治体ごとのルール】
<p>※(事業者) 入札書提出以降は、再提出できません。</p> <p>※ICカード破損時 発注者にICカード破損の旨、連絡をしてください。</p>	

## 1.4 公募指名競争入札



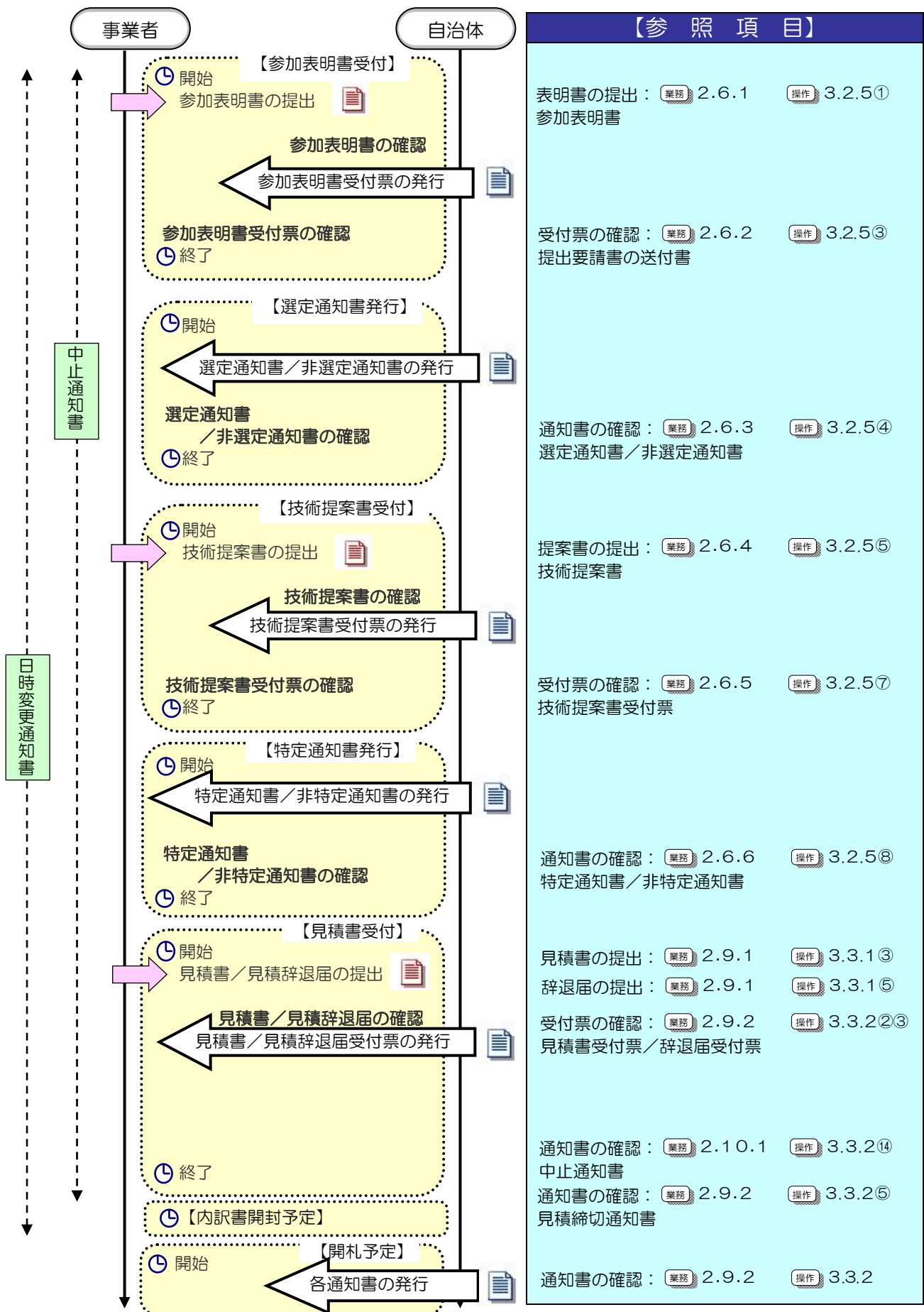
【例外の扱い】	【自治体ごとの運用ルール】
<p>※(事業者) 再提出する場合は、自治体に連絡して再申請許可を出してもらい、再度、公募型指名競争入札参加申込書を提出します。</p> <p>※(事業者) 入札書提出以降は、再提出できません。</p> <p>※ICカード破損時 発注者にICカード破損の旨、連絡をしてください。</p>	

## 1.5 指名型プロポーザル方式



【例外の扱い】	【自治体ごとの運用ルール】
<p>※(事業者) 自治体から提出意思確認書の受領書が出されるまで、提出意思確認書は何度でも再提出できます。</p> <p>※(事業者) 再提出する場合は、自治体に連絡して再申請許可を出してもらい、再度、技術提案書を提出します。</p> <p>※(事業者) 見積書提出以降は、再提出できません。</p> <p>※ ICカード破損時 発注者に IC カード破損の旨、連絡をしてください。</p>	

## 1.6 公募型プロポーザル方式



【例外の扱い】	【自治体ごとの運用ルール】
<p>※(事業者) 再提出する場合は、自治体に連絡して再申請許可を出してもらい、再度、参加表明書を提出します。</p> <p>※(事業者) 再提出する場合は、自治体に連絡して再申請許可を出してもらい、再度、技術提案書を提出します。</p> <p>※(事業者) 見積書提出以降は、再提出できません。</p> <p>※ICカード破損時 発注者にICカード破損の旨、連絡をしてください。</p>	





【例外の扱い】	【自治体ごとの運用ルール】
<p>※(事業者) 自治体から提出意思確認の受領書が出されるまで、提出意思確認書は何度でも再提出できます。</p> <p>※(事業者) 見積書提出以降は、再提出できません。</p> <p>※ICカード破損時 発注者にICカード破損の旨、連絡をしてください。</p>	